

# 一般競争入札公告

下記のとおり、一般競争に付します。  
令和7年9月11日

支出負担行為担当官  
情報通信政策研究所長 安藤 高明

## 記

- 1 支出負担行為担当官の官職名および氏名  
支出負担行為担当官 総務省情報通信政策研究所長 安藤 高明
- 2 競争入札に付する事項
  - (1) 入札件名 社会的課題の解決に向けた電波利用に係る課題等に関する経済学的観点を踏まえた調査研究の請負
  - (2) 内 容 入札説明書のとおり
  - (3) 履行期限 入札説明書のとおり
  - (4) 履行場所 入札説明書のとおり
  - (5) 入札方法 入札金額は総価を記入すること
  - (6) 電子調達システム利用  
本件は、「電子調達システム」を利用した応札及び入開札手続を使用するものとする。ただし、やむを得ない理由により「電子調達システム」によりがたい場合には、入札説明書に定める様式により、紙による応札及び入開札手続によることができる。
- 3 開札の場所及び日時
  - (1) 場所 総務省情報通信政策研究所(東京都国分寺市泉町2-11-16) 会議室
  - (2) 日時 令和7年10月27日 14時00分
- 4 競争入札に参加する者に必要な資格
  - (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しないものであること。  
ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものについては、この限りではない。
  - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
  - (3) 令和7・8・9年度総務省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の営業品目「調査・研究」のA、B、C又はDに格付けされ、関東・甲信越地区の競争参加資格を有するものであること。
  - (4) 総務省及び他省庁等における指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
  - (5) 下記5で求められた書類を提出し、応札者としての条件を満たした者であること。
  - (6) 暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。
  - (7) 本件契約仕様書に記載した情報保全の実施体制を有する者。
  - (8) 請負者は、プライバシーマーク、情報セキュリティマネジメントシステム(I SMS)又はこれらと同等の認定等を取得・保有等していること。
- 5 入札者に求められる義務等  
入札に参加を希望する者は、次に示す書類を令和7年9月12日10時00分から令和7年10月14日17時00分までに「電子調達システム」により提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により「電子調達システム」によりがたい場合には、下記6に示す場所に期限までに提出しなければ

ならない。

- (1) 競争参加資格審査結果通知書の写し
- (2) 下見積書(内訳を記載し、その根拠となる証明書等を添付する。)
- (3) 入札書(事前提出)
- (4) 提案書作成要領に基づき作成された提案書  
なお、同要領に記載の資料のうち、「従業員への賃金引上げ計画の表明書」(以下「表明書」という。)については、賃上げ計画を表明する意思のある者のみ提出すること。また、表明書を提出する際は提案書本体とは別に分ける形で提出すること。)
- (5) 情報保全の実施体制を有することを確認できる書類  
なお、これら資料の内容は、提案書に記載、添付等することで提出に替えることができる。また、必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。  
ア 業務従事者の氏名、所属、役職、職歴、業務経験、語学能力、国籍、業績等を記載した資料  
イ 情報保全の履行体制を確認できる実施体制図、社内規程等(社内規程の提出が困難な場合は、情報保全の履行体制を確認できる資料等(履行体制を構築することの確約書等))
- (6) プライバシーマーク、情報セキュリティマネジメントシステム(I SMS)又はこれらと同等の認定等を保有していることを示す書類
- (7) 委任状(代理人による入札の場合のみ)

## 6 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
東京都国分寺市泉町2-11-16  
総務省情報通信政策研究所総務・研修部総務課財務係 (TEL 042-320-5805)
- (2) 入札説明書の交付方法  
本公告の日から「電子調達システム」上にてダウンロード可能。

## 7 その他

- (1) 入札保証金及び保証金  
免除
- (2) 入札の無効  
本公告に示した入札参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (3) 入札書の記載金額  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(該当金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかわる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 落札者の決定方法  
入札説明書において明らかにした性能等の要求要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件を全て満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、総合評価の方法によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。  
ただし、予算決算及び会計令第85条による基準が適用される場合があるので、入札に参加しようとするものは、入札説明書を熟読すること。
- (5) 契約書の作成の要否  
契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。  
ただし、契約金額が250万円未満の場合は省略することがある。
- (6) 詳細は入札説明書による。

以上公告する。